

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)

JST 終了時評価¹の実施要領

平成 29 年 6 月改定
JST 国際部 SATREPS グループ

1. 地球規模課題国際科学技術協力 (SATREPS) プロジェクトの終了時評価について

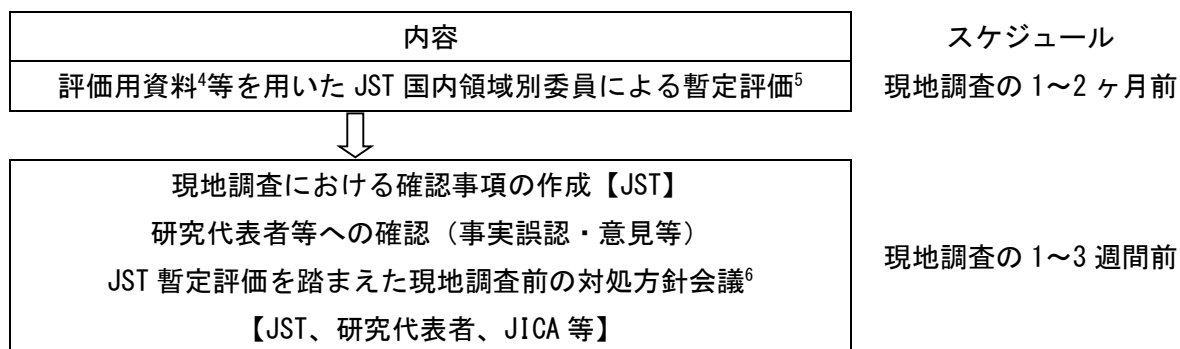
SATREPS は、JST による研究支援および JICA による技術協力の連携により推進しており、プロジェクトの評価も JST 及び JICA が連携して実施します。

JST は地球規模課題解決に資する、科学技術の向上、科学技術政策および社会への貢献などの観点から日本国内および相手国を含めた国際共同研究全体の評価を行います²。また、JICA は、継続的なモニタリング等を通じて、相手国機関と共同で ODA 事業としての相手国の人材育成、能力強化及び相手国ニーズに対する貢献などを評価します³。また、評価結果を基に SATREPS 事業の制度・運営や JST の研究開発マネジメント管理支援体制の改善にも活用します。

2. 終了時評価の進め方

終了時評価は、プロジェクト終了に際して実施します。また、終了時評価は必要に応じてサブグループを構成して実施する場合があります。

標準的な終了時評価の進め方は以下の通りです。【 】は主な実施者となります。スケジュールは目安です。



¹ 評価は、研究者の過度な負担とならないよう、スケジュールを調整する等、連携して実施しますが、JST と JICA は各々の評価項目の観点から行います。

² JST は、国際科学技術共同研究推進事業(地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム)の実施に関する規則に基づいて、研究課題(プロジェクト)の評価を実施します。

³ JICA は平成 26 年度以降に採択された研究課題は定期モニタリングを通じてプロジェクトの運営管理を行うこととなり、共同研究期間中の評価を別途行わないことを基本としています。ただし、JICA は必要に応じて、従来の終了時評価や運営指導のための現地調査を実施することがあります。

⁴ 評価用資料としては、研究計画書・実施報告書などのほかに、年次レビュー報告等を使用する場合があります。

⁵ 書面等により国内領域別委員から確認点・改善点等を含めた暫定評価を行います。

⁶ 定期モニタリング対象課題で JICA が終了時評価を実施しない場合は、対処方針会議は原則として開催しません。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果を基とした研究・利用活動が持続的に発展していく見込み（政策等への反映、成果物の利用など） 	
付随的成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本政府、社会、産業への貢献 ・ 科学技術の発展 ・ 世界で活躍できる日本人人材の育成（若手、グローバル化対応） ・ 知財の獲得、国際標準化、生物資源へのアクセス、データ入手 ・ その他の具体的成果物（提言書、論文、プログラム、試作品、マニュアル、データなど） ・ 技術および人的ネットワークの構築（相手国を含む） 	<p>終了時評価・追跡評価で評価。 中間評価では見込みを含め評価。</p>
プロジェクトの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト推進体制の構築（他のプロジェクト、機関などとの連携も含む） ・ プロジェクト管理および状況変化への対処（研究チームの体制・遂行状況や研究代表者のリーダーシップ） ・ 成果の活用に向けた活動 ・ 情報発信（論文、講演、シンポジウム、セミナー、マスメディアなど） ・ 人材、機材、予算の活用（効率、効果） 	<p>中間評価・終了時評価で実績に基づき評価。</p>

研究期間中の成果・活動と終了後の発展、成果の社会還元の見通しについて、評価項目毎に評価する。

総合的評価（上記の全項目を勘案し評価）

- S： 極めて優れている（所期の計画を超えた取組みが行われている）
- A＋： 優れている（所期の計画をやや上回る取組みが行われ、大きな成果が期待できる）
- A： 優れている（所期の計画と同等の取組みが行われ、成果が期待できる）
- A－： 優れている（所期の計画とほぼ同等の取組みが行われ、一定の成果が期待できる）
- B： 一部問題があるがほぼ妥当（所期の計画以下の取組みであるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組みもみられる）
- C： 問題がある（総じて所期の計画以下の取組みである）

4. 終了時評価の際に作成する資料

- 事業概要・研究領域概要 <JST>
- 成果目標シート <研究代表者、JST>
- 全体研究計画書・年次研究計画書 <研究代表者>
- 和文年次実施報告書 <研究代表者>
- 終了報告書 <研究代表者>
- 暫定評価に資する事前コメント <JST>
- 課題評価記入票 <JST>
- その他プロジェクトで定められた指標評価に必要な情報等、評価デザインにて定められた情報収集のための資料<研究代表者、JST、JICA>

5. 評価に際して

- JST 評価は、研究代表者による提供情報に基づき、国内領域別委員（評価者）による評価会において絶対評価で行われます。
- 国内領域別委員（評価者）が利害関係者である場合は、評価に加わることはできません。利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 被評価者と親族関係にある者。
 - (2) 被評価者と大学においては同一の学科（大学院においては研究科の専攻をいう。）に所属している者、独立行政法人等の研究開発機関においては同一の研究室等に所属している者、民間企業においては同一の企業（完全子会社は同一の企業とみなす。）に所属している者。
 - (3) 被評価者と緊密な共同研究を行う者。
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
 - (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
 - (5) 被評価者の研究課題と直接的な競争関係にある研究を行っている者。
 - (6) その他 J S T が利害関係者と判断した者。
- なお、それ以外の場合であっても、利害関係を有すると自ら判断する場合には、評価に加わりません。
- 評価会に先立ち、評価者には、評価用資料（研究代表者作成の研究実施報告書等）に予め目を通していただきます。
- 評価は、これまでの年次報告書、サイトビジット、シンポジウム、年次報告会等により把握している進捗状況、評価用資料、評価会での研究代表者によるプレゼンテーション及び意見交換などを総合的に勘案して行われます。
- 研究代表者に対して、評価結果を公表する前に、評価結果案について事実誤認がないか等の確認を行います。

6. その他

- ・ 評価結果の公表の参考例としては下記ホームページをご参照ください。
 - (JST) <http://www.jst.go.jp/global/kadai/index.html>
 - (JICA) <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/middle-end.html>
- ・ 評価に携わる関係者は、個人情報の保護、及び秘密保持の観点から、評価会関係資料の取り扱いについては十分な配慮をお願いします。特に、評価コメントは厳正な評価ができるよう秘密を保持する必要がありますので、慎重な取り扱いをお願いします。また、評価会終了後、資料は全て回収します。

7. 参考資料

- (1) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」内閣総理大臣（平成 28 年 12 月）
<http://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/taikou201612.pdf>
- (2) 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」文部科学大臣（平成 29 年 4 月改定）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/hyouka/1260346.htm

(3) 「第5期科学技術基本計画」閣議決定（平成28年1月）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

(4) JICA事業評価ガイドライン（第2版）（平成26年5月）

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>

以上